平成２５年（フ）第２３号
熊本県合志市須屋2034番地８
破産者　松本　龍一
１　決定年月日　平成25年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第５５号
熊本県宇土市旭町143番地１
破産者　沼田　五一
１　決定年月日　平成25年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第６０号
熊本市中央区薬園町８番16号　レジデンス里川103号
破産者　齊藤　将太
１　決定年月日　平成25年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４８４号
北海道名寄市東４条北８丁目23番地16
破産者　田村喜美子
１　決定年月日　平成25年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２２４号
北海道白糠郡白糠町西庶路東１条南２丁目２番地17、住民票上の住所北海道白糠郡白糠町庶路甲区６番地380
破産者　小山　太陽
１　決定年月日　平成25年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第１７０号
青森県むつ市松原町２番２号　シニアガーデン松風の森Ｃ棟、開始決定時青森県むつ市緑町23番８号
破産者　藤澤　　昇
１　決定年月日　平成25年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第６８号
福島県喜多方市豊川町米室字志津5414番地
破産者　春山恭子こと　許　　恭子
１　決定年月日　平成25年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２４年（フ）第２６７６号
神奈川県海老名市杉久保南１丁目17番１―102号
破産者　酒井　　満
１　決定年月日　平成25年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２６７７号
神奈川県海老名市杉久保南１丁目17番１―102号
破産者　酒井　直美
１　決定年月日　平成25年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６６号
新潟県新発田市上中沢448番地12
破産者　落合　秀夫
１　決定年月日　平成25年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第８６号
長野県小諸市己163番地７
破産者　佐藤　正隆
１　決定年月日　平成25年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２４年（フ）第１１８号
静岡県富士宮市小泉2088番地の10、前住所静岡県富士市蓼原77番地の１
破産者　田村　一裕
１　決定年月日　平成25年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第１１９号
静岡県富士宮市小泉2088番地の10
破産者　田村福三郎
１　決定年月日　平成25年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第１６８号
静岡県富士宮市山本266番地、前住所静岡県富士市大淵2318番地の54
破産者　山崎　雅浩
１　決定年月日　平成25年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第１６９号
静岡県富士宮市山本266番地、前住所静岡県富士市厚原2155番地の42
破産者　山崎　勝弘
１　決定年月日　平成25年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第１７０号
静岡県富士市天間1472番地の５、前住所静岡県富士市大淵2318番地の54
破産者　山崎まさ江
１　決定年月日　平成25年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第１２号
静岡県浜松市浜北区尾野450番地
破産者　鈴木　　博
１　決定年月日　平成25年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１１４１号
京都市右京区常盤一ノ井町３番地１　ツイン双ヶ丘502号、破産手続開始決定時の住所京都市右京区太秦乾町21番地36
破産者　清水組こと　清水　康一
１　決定年月日　平成25年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１１８８号
京都市右京区嵯峨大覚寺門前宮ノ下町10番地の１
破産者　西　　武一
１　決定年月日　平成25年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係